

ジョブコーチ支援についてよくいただくご質問への回答

Q1：ジョブコーチ支援はどのような人が利用できるのでしょうか？ ジョブコーチを派遣してほしいときにはどこに申し込んだらよいのでしょうか？

——ジョブコーチ支援は、雇用の前後を問わず、職場適応を図るために事業所内に障害者を支える体制を構築する必要がある場合に職業リハビリテーション計画に基づいて、障害者と事業主双方が同意していただいた場合に実施します。

ジョブコーチの利用を希望される障害者は求職登録をされているハローワークまたは障害者職業センターに直接ご連絡ください。

Q2：ジョブコーチ支援ではどのような障害種類の方が利用しているのですか？

——当センターをご利用される方で、職場での直接的な支援と事業所内で障害者を支える体制整備等が必要である方であれば、障害の種類や障害者手帳の有無を問わずに利用できます。

Q3：現在就職しているものの職場でうまくいかず仕事ができないのですが、ジョブコーチを派遣してもらえますか？

——「職場での直接的な支援と事業所内で障害者を支える体制整備等により職場での課題が改善できると見込まれるため、ジョブコーチによる人的支援が必要だ」という職業リハビリテーション計画が策定された場合に利用できます。

Q4：企業がジョブコーチを派遣して欲しいときには、どこに申し込んだらよいのでしょうか？

——ジョブコーチの利用を希望される事業主は、事業所の所在地を管轄するハローワークまたは障害者職業センターに直接ご連絡ください。

Q5：ジョブコーチを派遣して欲しいと希望したときにはすぐに対応してもらえますか？

——ジョブコーチが的確な支援を行うための支援計画の作成には、障害者の諸特性の把握とともに、企業の指導体制、職務内容、職場環境等の分析が必要です。その上で担当ジョブコーチを選任して開始となりますので、ご連絡いただいてから開始まで最短でも2週間程度必要になります。

Q6：ジョブコーチ支援は週20時間未満の人でも利用できますか？

——原則、ジョブコーチ支援終了段階で勤務時間が20時間以上を目指す場合に利用できますが、精神障害をお持ちの方の場合は、ジョブコーチ支援終了段階で勤務時間が週に15時間以上を目指す場合に利用できます。

Q7：公務員で不適應を起こしていますがジョブコーチを派遣してもらえますか？

——ジョブコーチ支援は雇用保険適用事業所の社員又は地方公共団体等でご本人がパートタイマー等のため雇用保険被保険者である場合にご利用可能です。公務員で雇用保険被保険者でない場合にはジョブコーチの支援は利用できません。

Q8：一度ジョブコーチを利用した人が再度ジョブコーチ支援を利用することができますか？

——ジョブコーチ支援終了後に配置転換、指導者の変更等職場環境が変化した場合や家族の支援体制の変化、継続就労の中で新たな課題が発生した場合など、職場適応のために必要な場合には、支援計画を作成して再度ジョブコーチ支援を利用することができます。

Q9：会社内で障害者を指導できる人がいないのでジョブコーチを利用したいのですが対応してもらえますか？

——ジョブコーチは障害者と事業主との橋渡しをし、ジョブコーチの支援が終了した後に事業所内で支援できるように支援ノウハウを提供し、職場環境の整備を図る役割を担っています。したがって、支援期間中に支援ノウハウを伝達する相手がない（指導者がいない）事業所ではご利用いただけません。

Q10：多数の障害者を雇用するので、同時に何人も支援して欲しいのですが、ジョブコーチの派遣人数の制限等がありますか？

——ジョブコーチは対象障害者一人ひとりの特性に合わせて職場適応のための直接的なきめ細やかな支援を行うこと、事業所内の指導者に支援ノウハウをお伝えし、ナチュラサポート体制を構築していくことを目指しているため、1名のジョブコーチが同時に同一部署での支援を行う場合の上限対象者数は3名としています。

また、ジョブコーチの派遣は原則として2名ですが、対象者が多い等、特別な場合は3名派遣することもあります。

Q11：ジョブコーチを派遣してもらうときに費用はかかりますか？

——ジョブコーチは無料で支援させていただきます。

Q12：社内で障害者を指導している社員をジョブコーチにしたいのですがどうしたらよいですか？

——「企業在籍型職場適応援助者養成研修の実施について」の「2 受講の要件」及び「5 受講の手続き」をご覧ください。

参考ページの URL

(https://www.jeed.or.jp/disability/supporter/seminar/job_adapt02.html)